

国有財産の無償・減額貸付

沖縄の本土復帰に伴い、米国民政府が管理していた普通財産は、現在、財務省所管一般会計普通財産として財務省が管理処分を行っています。

国有財産の無償及び減額貸付、減額売却や譲与などは、国が相手方に対し一種の財政支援を行うことと同じ効果を持つものであり、沖縄振興開発特別措置法に基づき、



県立武道館

県内の社会資本の整備が進められる中で、沖縄にある国有財産についても国有財産法により、道路、公園及び空港その他の公共施設用地として、地方公共団体に無償貸付及び減額売却されました。

県民に身近な施設としては、各種格闘技の公式試合やコンサート会場としておなじみの県立武道館の敷地を無償貸付しているのを始め、宮古空港、石垣空港などの第三种空港用地として無償貸付を行い、地域住民の利便向上と地域観光の振興に寄与しているほか、宮古病院敷地として減額貸付、石垣市児



宮古空港

童公園用地として無償貸付を行い、地域の生活環境向上に貢献していることなどがあげられます。



県立宮古病院

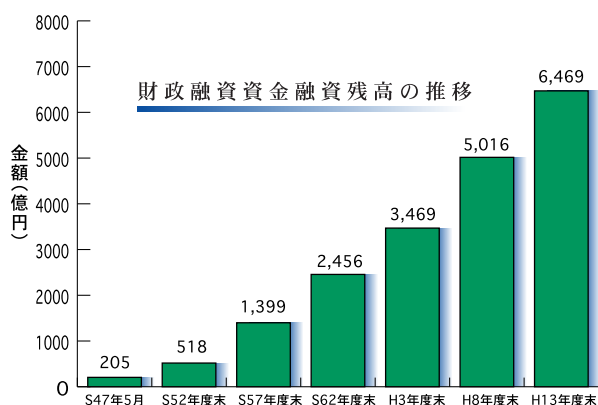
貸付が大幅に増加

財政融資資金

財政投融資は、有償の資金を活用して政府の政策実現を図ろうとするもので、財務省が資金の運用管理を行っています。

そのうち、財政融資資金については、沖縄総合事務局財務部が沖縄県内の地方公共団体（沖縄県、市町村及び一部事務組合）に対して

公共施設の整備などを行うための資金として、貸付けを行っています。融資の対象事業は、道路、病院、学校、公園、上下水道、ごみ処理施設、公営住宅、港湾、などさまざまな分野に及んでいます。県内における財政融資資金の貸付けは、本土復帰以後大幅に伸びてきました。融資残高は、昭和四十七年に旧琉球政府から引き継いだ際には二百五億円であったものが、平成十三年度末では六千四百六十九億円となり、この三十年間に三十二倍に増加しています。（グラフ参照）



このように、融資残高の推移からみても、財政融資資金は、県内の地方公共団体を財源確保の面から支援し、社会資本の整備及び経済発展に寄与してきたといえます。

財政投融資制度は、平成十三年度に抜本改革が行われ、郵便貯金、年金積立金の全額預託義務が廃止されるとともに、「資金運用部資金」が廃止され、「財政融資資金」が設



財政融資資金を活用して建設された施設。

左：渡嘉敷村ごみ処理施設

下：県立中部病院

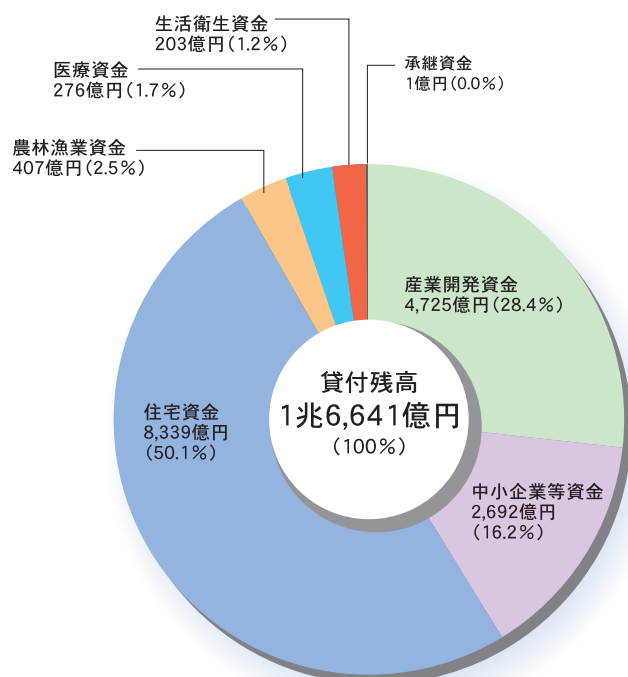


沖縄振興開発金融公庫について

置されました。制度改革により、資金調達は、現在「財投債」の発行によつて、金融市場で行われています。

沖縄振興開発金融公庫は、政策金融から沖縄県の経済社会の振興開発を図ることを目的として、昭和四十七年沖縄の本土復帰と同時

図一 25 沖縄振興開発金融公庫貸付残高の資金別構成(平成14年3月末)



(注)：中小企業等資金……中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金
資料：沖縄振興開発金融公庫業務資料

に設立されました。

同公庫は、本土における日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫等の融資業務に相当する業務を一元的に行っています。また、県内企業の育成に投資するため、民間企業への出資機能、債務保証機能、社債取得機能及び貸付権の譲受機能が付与されています。

平成十四年三月末の同公庫の貸付残高は一兆六千六百四十一億円となっています。なお、資金別貸付残高は図一25のとおりです。

これらの資金の貸付は、本土の各公庫等の貸付制度に準じていますが、貸付金利を始め貸付条件を本土の各公庫等より有利にするなど沖縄の実情を配慮した取扱いをしています。